第百四十二条の二第四項中「第十八号」を「第二十一号」に改め、同条第七項第三号中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改める。

第百四十三条中「第九条の七第六項」を「第九条の七第七項」に、「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第八項」に改める。

第百四十五条の七第一項中「車両、運搬具」を「車両及び運搬具」に、「、器具及び備品」を「並びに器具及び備品」に改める。

第百四十六条第八項中「第九条の七第八項」を「第九条の七第九項」に、「同条第九項各号若しくは第十項各号」を「同条第十項各号若しくは第十一項各号」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「第四十八条の十三第九項」を「第四十八条の十三第十項」に、「第四十八条の十三第十一項各号若しくは第十二項各号」に、「第四十八条の十三第十四項」を「第四十八条の十三第十五項」に、「第九条の七第九項各号若しくは第十項各号」を「第九条の七第十項各号若しくは第十一項各号」に改める。

第百五十五条の二第一項第二号中「が当該連結事業年度終了の時において」を「に係る連結親法人の当該連結事業年度が」に、「掲げる法人」を「定める連結事業年度」に改め、「連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である」を削り、「百分の二十」を「百分の五十」に改める。

第百五十五条の六第一項第一号イ中「第二十三条の二第三項」を「第二十三条の二第五項」に改め、同項第二号ロ中「第百二十一条の四第二項」を「第百二十一条の三の二第三項及び第四項（オプション取引を行つた場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等）、第百二十一条の四第二項」に、「第百二十二条の五」を「第百二十一条の九の二第二項及び第三項（オプション取引を行つた場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等）、第百二十二条の五」に改め、同項第四号中「第百十九条の五第二項」の下に「、第百二十一条の三の二第三項、第百二十一条の九の二第二項」を加える。

第百五十五条の七の見出し中「元本たる」を「元本である」に改め、同条第一項中「株式等は」を「ものは」に改め、「（同条第二項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「（法第八十一条の四第二項」を「（同条第二項」に、「した法第八十一条の四第二項」を「した元本株式等（当該配当等の額の元本である法第八十一条の四第一項」に、「株式等（以下この条」を「株式等（以下この款」に、「）の数」を「）をいい、当該株式等と銘柄を同じくする株式等を含む。以下この条において同じ。）の数」に、「掲げる株式等の数」を「掲げる数」に、「株式等と」を「元本株式等と」に改め、同項各号中「株式等」を「元本株式等」に改め、同条第二項中「同項の」を「法第八十一条の四第二項の」に、「株式等」を「元本株式等」に改め、同条第三項及び第四項中「株式等」を「元本株式等」に改める。

第百五十五条の七の二中「取得をした株式又は出資」を「取得をした株式等」に、「第八十一条の四第一項」を「第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）」に改める。

第百五十五条の八第一項中「第八十一条の四第四項第二号」を「第八十一条の四第四項」に改め、同項第一号中「イからホまでに」を「次に」に、「これを減算し、へに掲げる金額がある場合にはこれを加算した」を「、これを減算した」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号ヘを削り、同項第二号中「期末関係法人株式等」を「期末関連法人株式等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項第二号に規定する期末関連法人株式等とは、法第八十一条の四第四項の連結法人が有する株式等で当該連結法人の各連結事業年度終了の日の六月前の日の翌日（当該株式等を発行した同条第六項に規定する他の内国法人が当該翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）を第百五十五条の十第一項（関連法人株式等の範囲）に規定する計算期間の初日とし、当該連結事業年度終了の日を同項に規定する計算期間の末日とした場合に法第八十一条の四第六項に規定する関連法人株式等となる株式等（期末完全子法人株式等を除く。）をいう。

第百五十五条の八第三項を削り、同条第四項中「第二項第二号イ」を「前項」に改め、「並びに同号イ(1)から(4)までに掲げる法人」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同項を同条第三項とする。

第百五十五条の九第一項中「株式又は出資は、」を「ものは、」に、「開始の日」を「初日」に改め、「並びに前条第二項第二号イ(1)から(4)までに掲げる法人」を削り、「株式又は出資（」を「株式等（」に改め、「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第二項第一号中「基準日の」を「基準日から起算して」に改め、「配当等の額である場合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号中「基準日前」を「基準日以前」に改め、「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第三号中「株式又は出資を」を「株式等を」に、「基準日前」を「基準日以前」に、「株式又は出資に」を「その元本である株式等に」に改め、同条第三項中「株式又は出資」を「株式等」に改める。

第百五十五条の十の見出しを「（関連法人株式等の範囲）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第八十一条の四第六項（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める場合は、同項の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人（第三項において「他の連結法人」という。）を含む。）が、同条第六項に規定する他の内国法人（以下この条において「他の内国法人」という。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額（次項において「配当等の額」という。）の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合とする。

第百五十五条の十第二項中「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に、「前項第一号」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）の支払に係る基準日の翌日（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（当該配当等の額が個別益金額を計算する場合に法第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）（同項第三号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定により法第二十三条第一項第一号又は第二号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額であるときは、その支払に係る効力が生ずる日の前日。以下この項において同じ。）までの期間をいう。

一　当該翌日がその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日から起算して六月前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額が当該六月前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該六月前の日の翌日